

## 給付要否意見書作成時の留意点について

平素より本市の生活保護医療扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

本市において、眼鏡の給付に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課より発出されています「医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る取組の徹底について（依頼）（令和5年5月31日社援保発0531第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」に沿って認定を行うこととしています。

つきましては、給付要否意見書を作成いただく際、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

### （1）「給付要否意見書」の「所要経費」について

各区生活支援課が発行する「給付要否意見書」の「所要経費」の金額は店頭販売価格を記載してください。また、原則として今回給付する眼鏡の処方箋のほかに、対象の眼鏡の店頭販売価格（所要経費・金額の内訳）の分かる資料（例：ホームページ、店頭広告や店舗の金額設定がわかるもの等）を「給付要否意見書」に添付し、区生活支援課に提出してください。

※なお、従来の眼鏡の給付基準額自体に変更はありません。

### （2）区生活支援課からの店頭販売価格の照会について

各区生活支援課は、提出いただいた「給付要否意見書」の内容について疑義が生じた場合、取扱業者へ確認することとなっています。見積書等の添付がない等給付要否意見書に記載してある価格が店頭販売価格であることの確認が困難である場合等には、追加で資料の提出をお願いすることになります。